

第 2 期	第 3 期														
<p>(P. 3)</p> <p><u>(1) 会員条件</u></p> <p><u>(2) 停留所</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">(略)</div> <p>・住宅地停留所とは、交通不便地域の任意の場所に設置する停留所で、地域住民の利便性<u>及び</u>チョイソコとよあけ運行効率及び安全性を考慮し、地域住民との合意のもと設置する停留所<u>とする。</u></p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p><u>【第 2 期運行計画における住宅地停留所が設定可能な交通不便地域】</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">前後区の一部 (前後ニュータウン及び前後北町内会)</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">間米区全域 (鶴根、榎山、間米、西鶴根及び榎山町内会)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">西区全域 (仙人塚東、仙人塚西、競馬場東、前後西及び敷田町内会)</td> <td style="padding: 5px;">東沓掛区全域 (若王子、藪田、上高根、下高根、小所、中川及び切山台町内会)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">西沓掛区全域 (山新田、山田、徳田、本郷、宿、寺内、荒井、ひかり台団地及び大同町内会)</td> <td></td> </tr> </table> <p>・(略)</p>	前後区の一部 (前後ニュータウン及び前後北町内会)	間米区全域 (鶴根、榎山、間米、西鶴根及び榎山町内会)	西区全域 (仙人塚東、仙人塚西、競馬場東、前後西及び敷田町内会)	東沓掛区全域 (若王子、藪田、上高根、下高根、小所、中川及び切山台町内会)	西沓掛区全域 (山新田、山田、徳田、本郷、宿、寺内、荒井、ひかり台団地及び大同町内会)		<p>(P. 3)</p> <p><u>1 会員条件</u></p> <p><u>2 停留所</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">(略)</div> <p><u>(1) 住宅地停留所</u></p> <p>・住宅地停留所とは、交通不便地域の任意の場所に設置する停留所で、地域住民の利便性<u>と</u>チョイソコとよあけ<u>の</u>運行効率及び安全性を考慮し、地域住民との合意のもと設置した停留所<u>をいう。</u></p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p><u>▼表 1 第 3 期運行計画における住宅地停留所が設定可能な交通不便地域</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;">沓掛エリア</th> <th style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;">仙人塚・間米エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">東沓掛区全域 (若王子、藪田、上高根、下高根、小所、中川及び切山台町内会)</td> <td style="padding: 5px;">前後区の一部 (前後ニュータウン及び前後北町内会)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">西沓掛区全域 (山新田、山田、徳田、本郷、宿、寺内、荒井、ひかり台団地及び大同町内会)</td> <td style="padding: 5px;">西区全域 (仙人塚東、仙人塚西、競馬場東、前後西及び敷田町内会)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">間米区全域 (鶴根、榎山、間米、西鶴根及び榎山町内会)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・(略)</p>	沓掛エリア	仙人塚・間米エリア	東沓掛区全域 (若王子、藪田、上高根、下高根、小所、中川及び切山台町内会)	前後区の一部 (前後ニュータウン及び前後北町内会)	西沓掛区全域 (山新田、山田、徳田、本郷、宿、寺内、荒井、ひかり台団地及び大同町内会)	西区全域 (仙人塚東、仙人塚西、競馬場東、前後西及び敷田町内会)		間米区全域 (鶴根、榎山、間米、西鶴根及び榎山町内会)
前後区の一部 (前後ニュータウン及び前後北町内会)	間米区全域 (鶴根、榎山、間米、西鶴根及び榎山町内会)														
西区全域 (仙人塚東、仙人塚西、競馬場東、前後西及び敷田町内会)	東沓掛区全域 (若王子、藪田、上高根、下高根、小所、中川及び切山台町内会)														
西沓掛区全域 (山新田、山田、徳田、本郷、宿、寺内、荒井、ひかり台団地及び大同町内会)															
沓掛エリア	仙人塚・間米エリア														
東沓掛区全域 (若王子、藪田、上高根、下高根、小所、中川及び切山台町内会)	前後区の一部 (前後ニュータウン及び前後北町内会)														
西沓掛区全域 (山新田、山田、徳田、本郷、宿、寺内、荒井、ひかり台団地及び大同町内会)	西区全域 (仙人塚東、仙人塚西、競馬場東、前後西及び敷田町内会)														
	間米区全域 (鶴根、榎山、間米、西鶴根及び榎山町内会)														

(P. 4)

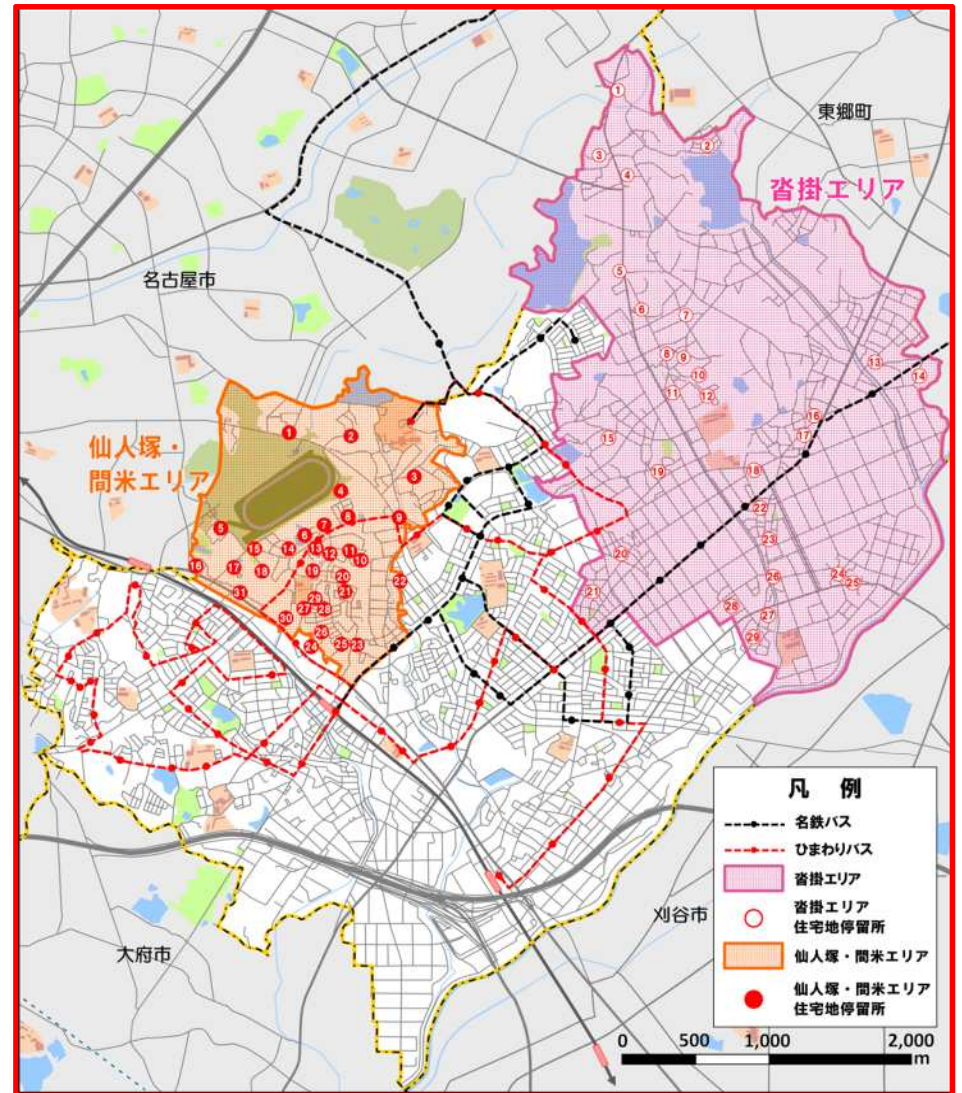
▼表2 沓掛エリア住宅地停留所

① 山新田	⑪ 徳田池下	⑳ 荒井老人憩の家
② 若王子	⑫ ひかり台団地集会所	㉑ 下高根常夜灯
③ くつかけホーム	⑬ 烏ヶ根公園	㉒ 下高根公会堂
④ 一長田	⑭ 藪田集会所	㉓ 中川
⑤ 山田	⑮ 大同集会所	㉔ 川部
⑥ 坊主山	⑯ 神明広場	㉕ 小所公民館
⑦ 北班ゴミ集積所	⑰ 上高根	㉖ 小所老人憩の家
⑧ 徳田老人憩の家	⑱ 北畑	㉗ 寺内集会所
⑨ 集荷場	⑲ 本郷公会堂	㉘ 寺内3班
⑩ 松本	㉚ 宿公民館	

▼表3 仙人塚・間米エリア住宅地停留所

① 中京競馬場北	⑫ 菅前	㉓ ニツ池
② 奥鶴根南口	⑬ 榎山鶴根	㉔ 仙人塚第1資源ゴミ置き場
③ 間米上北口	⑭ 敷田町内会防災倉庫	㉕ 仙人塚第2資源ゴミ置き場
④ メンバーズタウン豊明	⑮ 中京競馬場南東	㉖ 仙人塚第3資源ゴミ置き場
⑤ 中京競馬場舎宅前	⑯ サガミ有松店前	㉗ 仙人塚第4資源ゴミ置き場
⑥ 服部パーキング	⑰ 長池	㉘ 仙人塚第5資源ゴミ置き場
⑦ 西鶴根町内会防災倉庫	⑱ 三ツ谷公園集会所	㉙ 仙人塚第7資源ゴミ置き場
⑧ 間米西二・三組ごみ集積所	⑲ 榎山公園	㉚ 前後神明社
⑨ 間米東	⑳ 榎山台東	㉛ ほら貝歩道橋
⑩ 榎山曲角	㉑ ホワイトタウン公園	
⑪ 榎山竹林	㉒ ハツ屋老人憩の家	

▼図1 市内の住宅地停留所



(P. 4)

・事業者停留所とは、豊明市内または市外のうち市境から 500m以内に存在する事業者施設に設置する停留所とする。

【2019年6月3日からの事業者停留所】

相生山病院	豊明第二老人保健施設
井上歯科	名古屋銀行豊明支店
岡崎信用金庫豊明支店	西尾信用金庫豊明支店
カカイ (ハワイアン・イング & カフェ)	パルネス前後
カラオケクラブ ダム 豊明店	ピアゴ井ヶ谷店
加藤歯科医院	ピアゴ豊明店
河本整形外科	深谷胃腸科外科
コパンスイミングスクール豊明	藤田医科大学病院
すえしげ眼科	ふじたまちかど保健室
スギ薬局沓掛店	碧海信用金庫豊明支店
スギ薬局前後店	碧海信用金庫豊明北支店
スギ薬局豊明三崎店	前田デンタルクリニック
スギ薬局二村台店	前原外科・整形外科・小児科
前後整形外科内科クリニック	牧医院
タックメイト豊明駅前店	まつもり歯科
外山歯科医院	マックスさかえ教室 (パソコンスクール)
豊明市社会福祉協議会	まつもり歯科
豊明老人保健施設	みずのクリニック
	みど楽の湯

(P. 6)

(2) 事業者停留所

・事業者停留所とは、チョイソコとよあけに協賛いただける豊明市内または市外のうち市境から 500m以内に存在する事業者施設に設置する停留所とする。

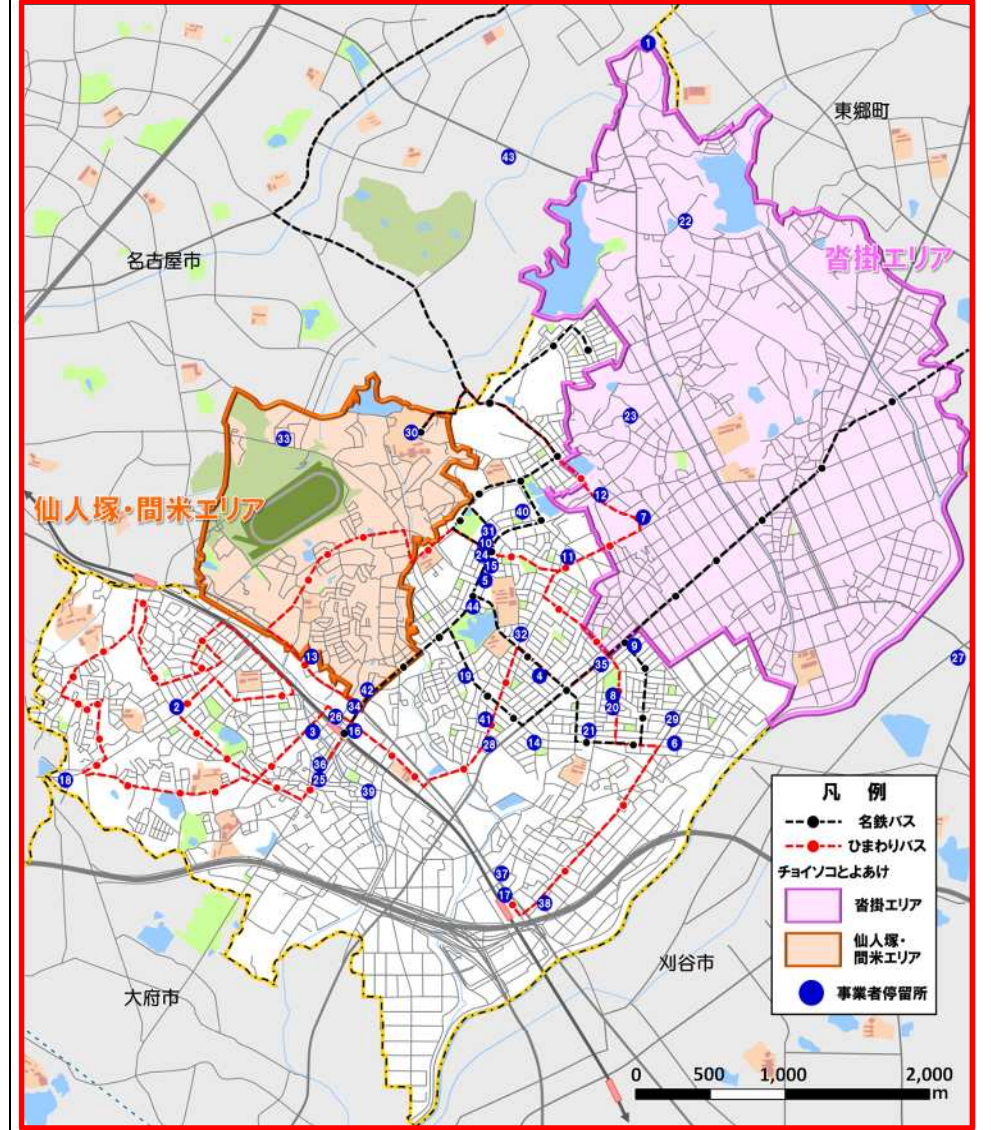
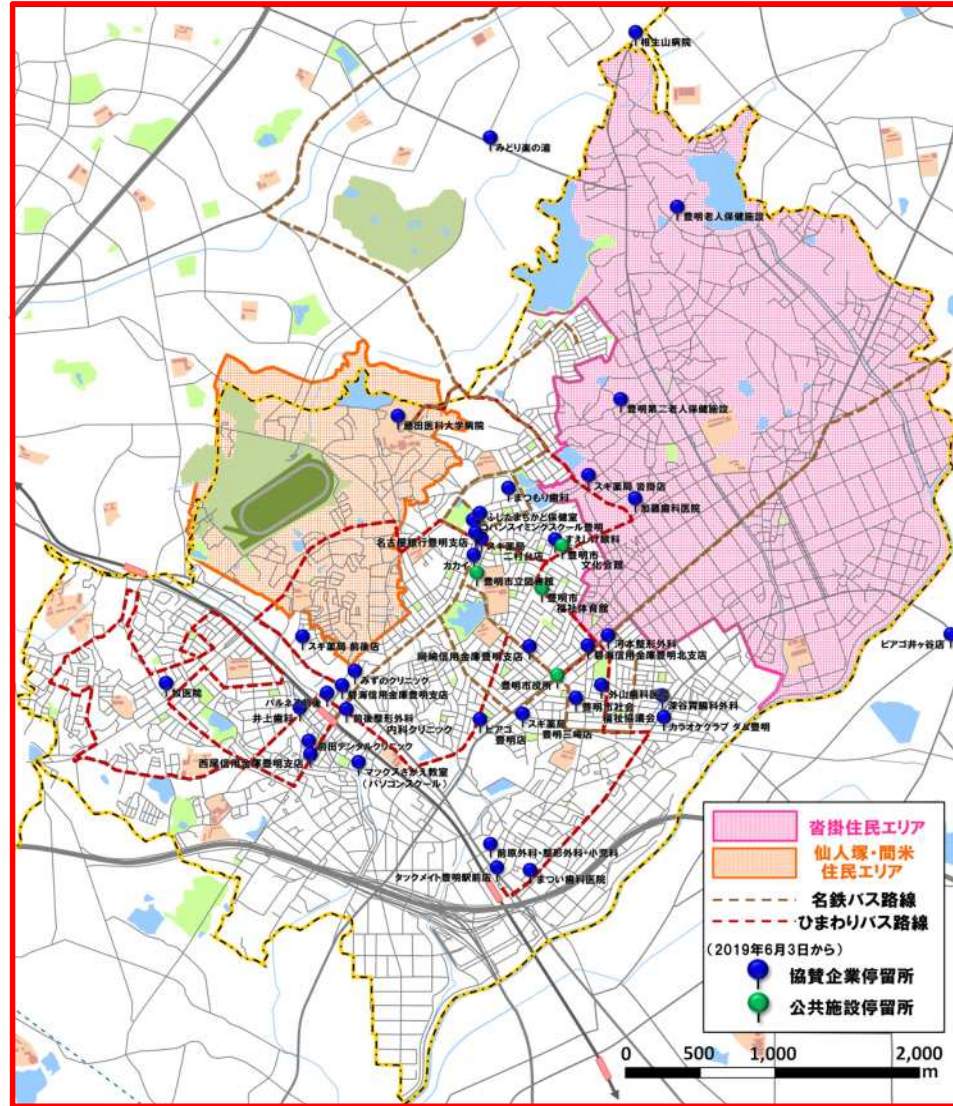
・チョイソコとよあけへの協賛は、協会、組合等団体での協賛も可とし、その団体に加入している事業者施設に停留所が設置できるものとする。

▼表4 事業者停留所

1 相生山病院	23 豊明第二老人保健施設
2 相生山クリニック (旧牧医院)	24 名古屋銀行 豊明支店
3 井上歯科	25 西尾信用金庫 豊明支店
4 岡崎信用金庫 豊明支店	26 パルネス前後
5 カカイ (ハワイアン・イング & カフェ)	27 ピアゴ井ヶ谷店
6 カラオケクラブ ダム 豊明店	28 ピアゴ豊明店
7 加藤歯科医院	29 深谷胃腸科外科
8 <u>カラオケ喫茶ビジョン</u>	30 藤田医科大学病院
9 河本整形外科	31 ふじたまちかど保健室
10 コパンスイミングスクール豊明	32 <u>古田功 税理士事務所</u>
11 すえしげ眼科	33 <u>ヘアスタジオ チノ</u>
12 スギ薬局沓掛店	34 碧海信用金庫 豊明支店
13 スギ薬局前後店	35 碧海信用金庫 豊明北支店
14 スギ薬局豊明三崎店	36 前田デンタルクリニック
15 スギ薬局二村台店	37 前原整形外科・整形外科・小児科
16 前後整形外科内科クリニック	38 まつい歯科医院
17 タックメイト豊明駅前店	39 マックスさかえ教室
18 <u>中日調剤薬局 豊明おおね店</u>	40 まつもり歯科
19 <u>手打ちそば 瀧本店</u>	41 <u>三崎発展会 egaio 家前</u>
20 外山歯科医院	42 みずのクリニック
21 豊明市社会福祉協議会	43 みどり楽の湯
22 豊明老人保健施設	44 <u>LAPガーデン</u>

・各停留所には、チョイソコとよあけの停留所であることを示す掲示物等を任意の場所に設置することとし、一般的なバス停で利用される標柱は、基本的に利用しない。

▼図2 市内の事業者停留所



(P. 4)

・(略)

豊明市役所	豊明市文化会館
豊明市立図書館	豊明市福祉体育館

(P. 8)

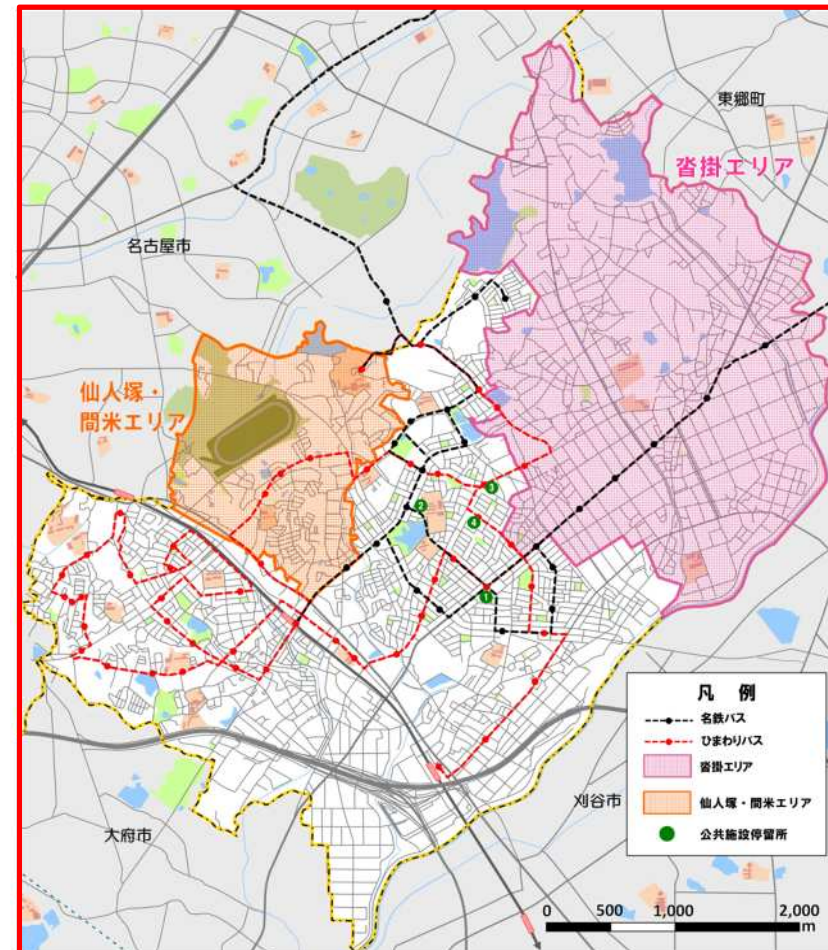
(3) 公共施設停留所

・(略)

▼表5 公共施設停留所

1	豊明市役所	3	豊明市文化会館
2	豊明市立図書館	4	豊明市福祉体育館

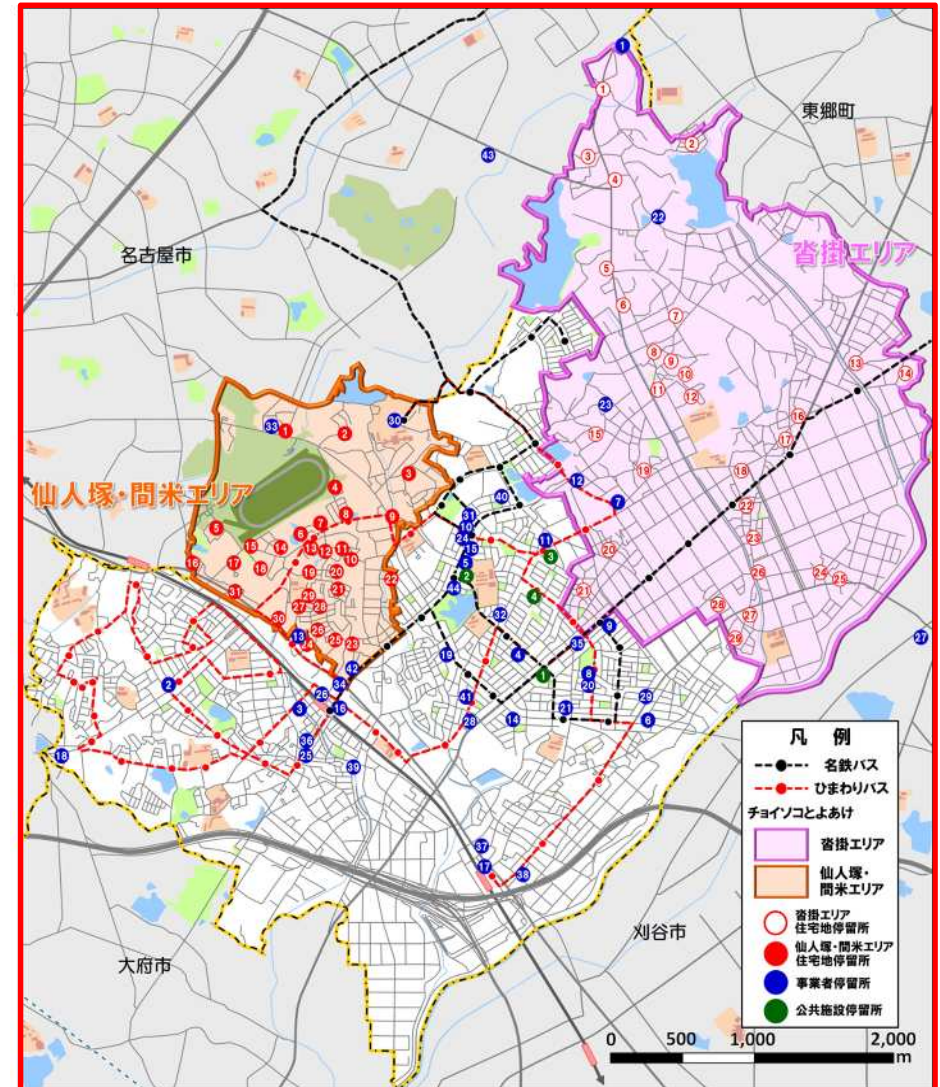
▼図3 市内の公共施設停留所



(P. 9)

・各停留所には、チョイソコとよあけの停留所であることを示す掲示物等を任意の場所に設置することとし、一般的なバス停で利用される標柱は、基本的に利用しない。

▼**図4 市内のチョイソコとよあけ停留所**



(P. 6)

### (3) 移動ルール

利用者は、住宅地停留所、事業者停留所、公共施設停留所の各停留所間の移動ができるものとする。ただし、住宅地停留所間の移動はできないものとする。

また、名鉄バスの豊明団地線及び吉池団地線の路線と重複する移動については名鉄バスの利用を案内し、チョイソコとよあけは受け付けない。

~~※第1期運行計画の期間においては、名鉄バスの利用を案内した上で、それでもチョイソコとよあけの利用を希望する場合には、チョイソコとよあけの予約を受けられるものとした。~~

・(略)

~~上記の移動ルールにかかわらず、会員の居住する付近の住宅地停留所（会員登録時に指定）以外の住宅地停留所での乗降は不可とする。~~

~~【移動不可の例】~~

~~× 居住地付近の住宅地停留所 ↔ それ以外の住宅地停留所~~

・(略)

(P. 10)

### 3 移動ルール

利用者は、住宅地停留所、事業者停留所、公共施設停留所の各停留所間の移動ができるものとする。ただし、住宅地停留所間の移動は同一エリア内のみに限る。

なお、既存公共交通の利用促進及びチョイソコとよあけの運行効率を考慮し、一部の移動については、以下の停留所で「チョイソコとよあけ一名鉄バス」間の乗り換えを行うものとする。

○ 乗り継ぎ・乗り換え停留所

「スギ薬局二村台店」 「豊明市役所」

また、名鉄バスの豊明団地線及び吉池団地線の路線と重複する移動については名鉄バスの利用を案内し、チョイソコとよあけは受け付けない。

・(略)

住宅地停留所間については、沓掛エリア及び仙人塚・間米エリア内に限り移動ができるものとする。

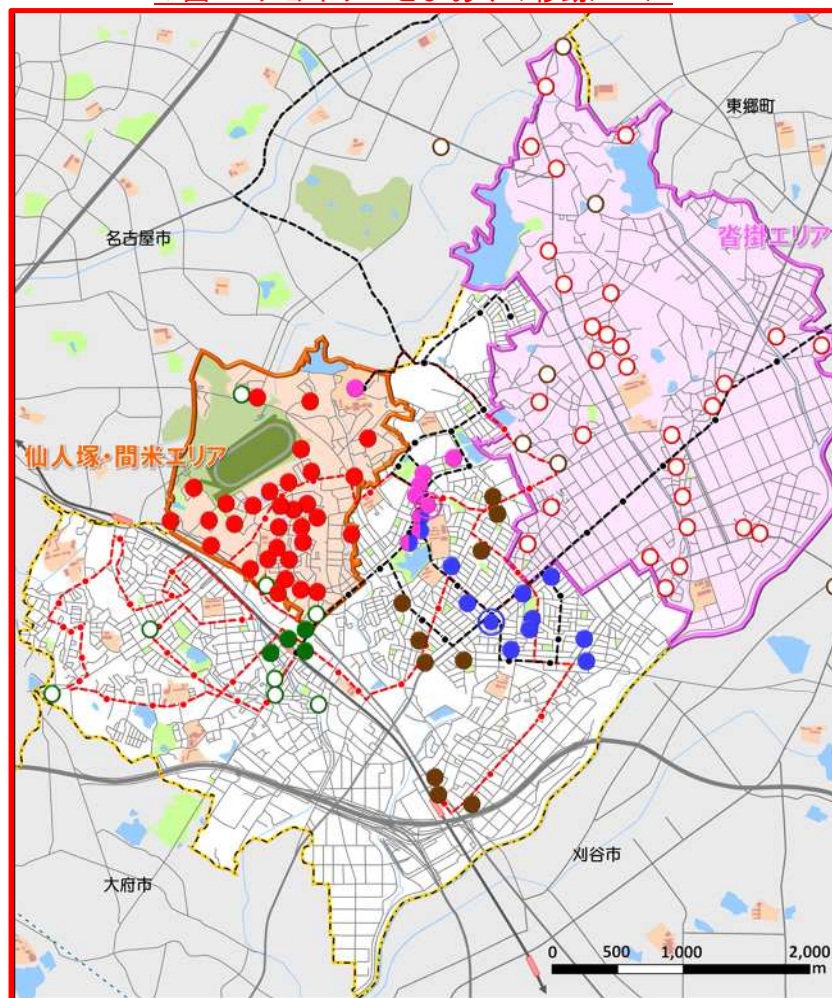
沓掛エリア内の停留所（住宅地、事業者）と市南西部の事業者停留所間の移動については、チョイソコとよあけの運行効率を考慮し、スギ薬局二村台店または豊明市役所においてチョイソコとよあけ車両同士の乗り継ぎを行う。

沓掛エリア内の停留所（住宅地、事業者）と前後駅周辺の事業者停留所間の移動については、既存公共交通の利用促進及びチョイソコとよあけの運行効率を考慮し、スギ薬局二村台店または豊明市役所において「チョイソコとよあけ一名鉄バス」間の乗り換えを行う。

・(略)



▼図5 チョイソコとよあけの移動ルール



直接移動			直接移動不可			乗り換えを伴う移動		
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○
○	⇔	○	○	⇔	○	○	⇔	○

直接移動: (Red/White), (White/Red), (Purple/White), (White/Purple), (Green/White), (White/Green), (Blue/White), (White/Blue)  
 直接移動不可: (White/White), (Red/Red), (Purple/Purple), (Blue/Blue), (Green/Green), (Brown/Brown), (Brown/Blue), (Blue/Brown)  
 乗り換えを伴う移動: (White/Choyosoko), (Choyosoko/White), (White/Other), (Other/White), (Choyosoko/Other), (Other/Choyosoko), (Choyosoko/Choyosoko), (Other/Other)

(P. 7)

### (1) 会員条件

チョイソコとよあけの会員となる条件に、第1章で定める「高齢者・障がい者会員」のほか、以下の「交通不便地域会員」のすべてに該当する者とする。

「交通不便地域会員」

- (1) 市内交通不便地域に在住の者
- (2) ~~18歳以上かつ~~65歳未満の者
- (3) 障がい者以外の者

- ・(略)
- ・~~18歳以上かつ~~65歳未満の者とは、会員登録時点で年齢が~~18歳以上かつ~~65歳未満の者をいう。なお、当該会員が65歳となった場合は、第1章に規定する高齢者・障がい者会員に規定を適用するものとする。
- ・~~18歳未満の者は、会員と同乗に限りチョイソコとよあけを利用できるものとする。~~
- ・(略)

(P. 12)

### 1 会員条件

チョイソコとよあけの会員となる条件に、第1章で定める「高齢者・障がい者会員」のほか、以下の「交通不便地域会員」のすべてに該当する者とする。

「交通不便地域会員」

- (1) 市内交通不便地域に在住の者
- (2) 65歳未満の者
- (3) 障がい者以外の者

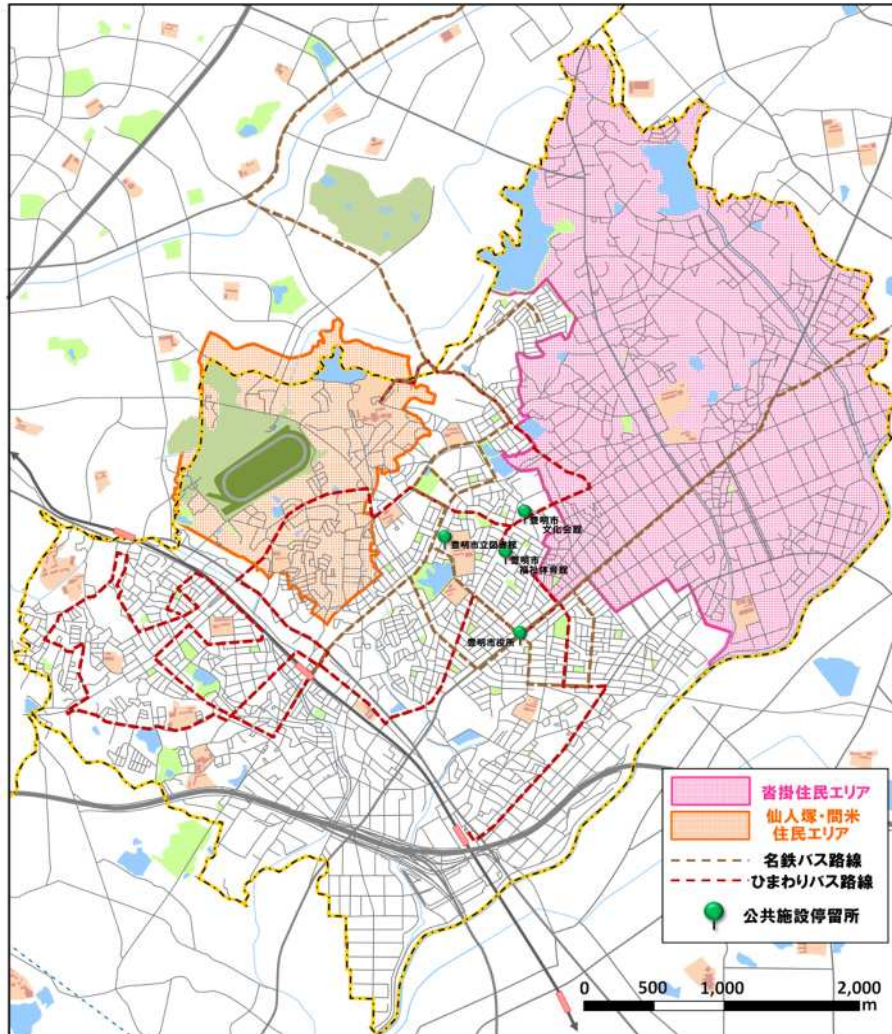
- ・(略)
- ・65歳未満の者とは、会員登録時点で年齢が65歳未満の者をいう。なお、当該会員が65歳となった場合は、第1章に規定する高齢者・障がい者会員の規定を適用するものとする。
- ・中学生以下の者については、保護者の同意のもと会員登録を行うものとする。
- ・小学生以下の利用については、保護者が利用予約を行うことを基本とする。
- ・(略)

(P. 8)

(2) 停留所

(略)

・(略)



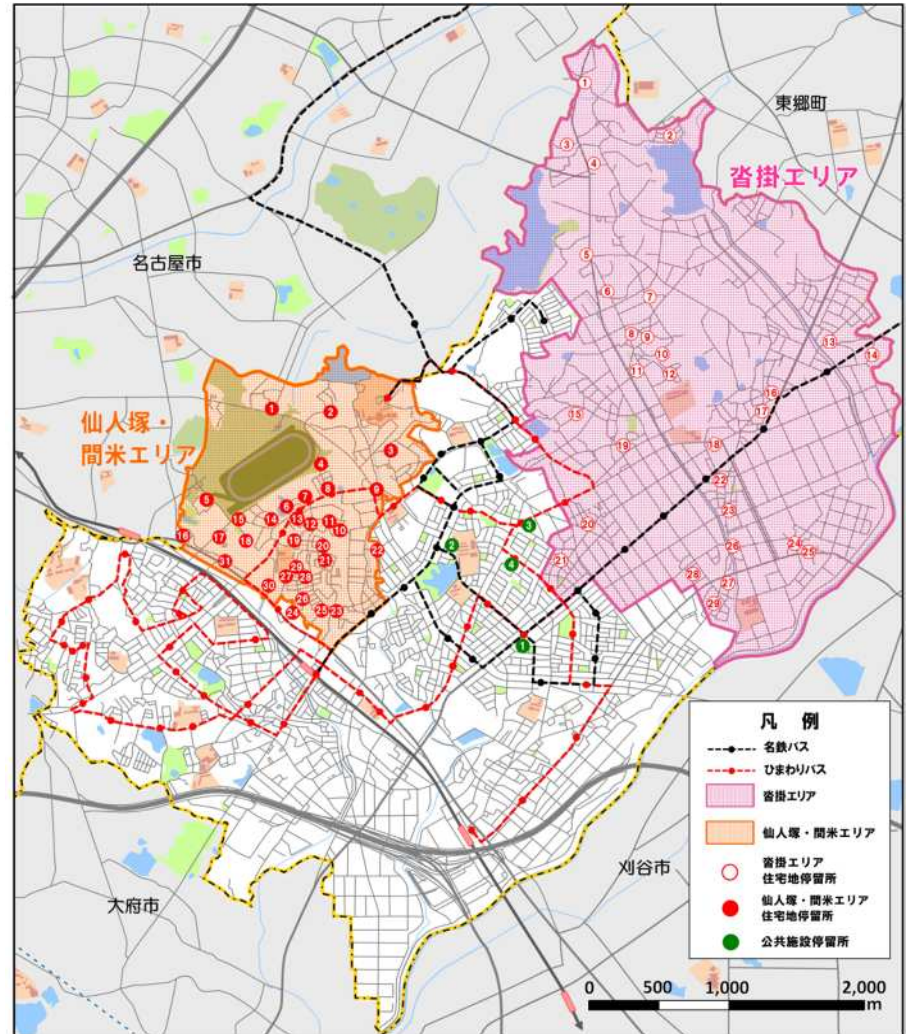
(P. 13)

2 停留所

(略)

・(略)

▼図6 交通不便地域会員が利用できる停留所



(P. 9)

### (3) 運行ルール

「交通不便地域会員」によりチョイソコとよあけの会員となった者は、住宅地停留所と公共施設停留所の相互移動を行うことができるものとする。

- ・「交通不便地域会員」によりチョイソコとよあけの会員となった者は、住宅地停留所と公共施設停留所の相互移動をできるものとする。これにより、公共施設停留所から名鉄バスやひまわりバスに乗り継ぎ、市の中心部への移動を確保する。

(略)

(P. 10)

チョイソコとよあけの第2期実証実験期間は、2019年7月1日(月)から2019年9月30日(月)までとする。以降の運行については、公共交通会議で協議のうえ、次期運行計画を定めることとする。

- ・実証実験は、道路運送法第21条第2項に基づく乗合旅客運送（区域運行とし、区域は豊明市全域）とする。道路運送法第21条第2項に基づく実証実験の申請期間としては、2019年7月1日から2019年9月30日までを第2期として行う。
- ・第4期以降の運行については、公共交通会議において、道路運送法第21条第2項による実証実験の延長（運行内容変更による実証実験も含む。）、道路運送法第4条による本格運行、別の運行形態の導入等を協議し、それに基づく運行計画を策定し、空白期間を設けず継続的に運行するものとする。

(P. 14)

### 3 移動ルール

「交通不便地域会員」によりチョイソコとよあけの会員となった者は、住宅地停留所と公共施設停留所間の移動を行うことができるものとする。ただし、住宅地停留所間の移動は同一エリア内のみに限る。

- ・「交通不便地域会員」によりチョイソコとよあけの会員となった者は、住宅地停留所と公共施設停留所間の移動ができるものとする。これにより、公共施設停留所から名鉄バスやひまわりバスに乗り継ぎ、市の中心部への移動を確保する。
- ・住宅地停留所間については、沓掛エリア及び仙人塚・間米エリア内に限り移動ができるものとする。

(略)

(P. 15)

チョイソコとよあけの第3期実証実験期間は、2019年10月1日(火)から2019年12月27日(金)までとする。以降の運行については、公共交通会議で協議のうえ、次期運行計画を定めることとする。

- ・実証実験は、道路運送法第21条第2項に基づく乗合旅客運送（区域運行とし、区域は豊明市全域）とする。道路運送法第21条第2項に基づく実証実験の申請期間としては、2019年10月1日から2019年12月27日までを第3期として行う。
- ・第4期以降の運行については、公共交通会議において、道路運送法第21条第2項による実証実験の延長（運行内容変更による実証実験も含む。）、道路運送法第4条による本格運行、別の運行形態の導入等を協議し、それに基づく運行計画を策定し、空白期間を設けず継続的に運行するものとする。

る。

(P. 11)

- ・運行時間は、交通事情等によりやむを得ない場合を除き、運行日の午前9時~~00分~~から午後4時~~00分~~までとする。
- ・障がい者、介助者等、ひまわりバスでは無料となっている者も、チョイソコとよあけにおいては、200円の運賃とする。

(P. 12)

- ・予約は、利用希望日時の1週間前から30分前までとし、受付時間は、平日の午前8時30分から午後3時30分までとする。

(P. 13)

- ・チョイソコ部会は、市長が指名した職員、市内公共交通事業者の各代表、愛知運輸支局の代表、愛知県バス協会の代表、名古屋タクシー協会の代表、学識経験者で組織し、オブザーバーとしてチョイソコ運行事業者（宝交通株式会社、アイシン精機株式会社、株式会社スギ薬局のチョイソコ運行にかかる関係者をいう。）を加える。

・停留所の増設・変更及び廃止が生じた場合には、その都度チョイソコ部会で協議を行う。ただし、軽微な内容（1～2か所の変更）については、書面による協議に変えることができるものとする。

(P. 14)

第2期の実証実験を終了する2019年9月30日までのデータを用いて第3期の運行中にチョイソコ部会において検証を行う。検証結果を基にそれ以降の運行計画案を策定し、豊明市地域公共交通会議に諮るものとする。

- ・（略）

る。

(P. 16)

- ・運行時間は、交通事情等によりやむを得ない場合を除き、運行日の午前9時から午後4時までとする。
- ・障がい者、介助者、交通不便地域に住む中学生以下等、ひまわりバスでは無料となっている者も、チョイソコとよあけにおいては、200円の運賃とする。

(P. 17)

- ・予約は、利用希望日時の2週間前から15分前までとし、受付時間は、平日の午前8時30分から午後4時までとする。

(P. 18)

- ・チョイソコ部会は、会長が指名した職員、市内公共交通事業者の各代表、愛知運輸支局の代表、愛知県バス協会の代表、名古屋タクシー協会の代表、学識経験者で組織し、オブザーバーとしてチョイソコ運行事業者（宝交通株式会社、アイシン精機株式会社、株式会社スギ薬局のチョイソコ運行にかかる関係者をいう。）を加える。

・停留所の増設・変更及び廃止が生じた場合には、毎月初めに協賛企業を取りまとめ、翌月の協賛企業数を確定したのち、速やかに公共交通会議委員へ報告する。

(P. 19)

第3期の実証実験を終了する2019年12月27日までのデータを用いて第4期の運行中にチョイソコ部会において検証を行う。検証結果を基にそれ以降の運行計画案を策定し、豊明市地域公共交通会議に諮るものとする。

- ・（略）

・検証結果を基にそれ以降の運行計画（第3期の運行計画の修正も含む。）案を策定し、豊明市地域公共交通会議に諮るものとする。

(P. 22)

第6章 実証実験の検証項目

(略)

項目	検証内容	検証方法
チョイソコ利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日あたりの利用者数</li> <li>・時間別利用者数</li> <li>・ODデータ</li> <li>・登録者のうち未利用者数</li> <li>・予約不成立状況</li> <li>・名鉄バス路線案内による誘導成立数</li> <li>・フィーダー利用状況</li> <li>・乗合率</li> <li>・リピート率</li> <li>・帰りの移動手段</li> </ul>	チョイソコ利用者データ
公共交通利用者の増減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用満足度</li> <li>・自家用車依存度</li> <li>・他の公共交通の利用頻度の増減</li> <li>・以前の主な移動手段</li> <li>・免許返納状況</li> <li>・利用をやめた人の理由</li> </ul>	チョイソコアンケート
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存交通事業者の日中の利用者数の増減</li> </ul>	可能な範囲での既存事業者利用者データ
チョイソコ利用者の外出頻度及び健康状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お出かけ頻度の変化</li> <li>・健康状況の変化</li> </ul>	チョイソコ（高齢者アンケート）
チョイソコの事業継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定的な収入</li> </ul>	可能な範囲での運賃収入・協賛金等の状況

・検証結果を基にそれ以降の運行計画（第4期の運行計画の修正も含む。）案を策定し、豊明市地域公共交通会議に諮るものとする。

(P. 27)

第6章 実証実験の検証項目

(略)

項目	検証内容	検証方法
チョイソコ利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日あたりの利用者数</li> <li>・時間別利用者数</li> <li>・ODデータ</li> <li>・登録者のうち未利用者数</li> <li>・予約不成立状況</li> <li>・名鉄バス路線案内による誘導成立数</li> <li>・フィーダー利用状況</li> <li>・乗合率</li> <li>・リピート率</li> <li>・帰りの移動手段</li> <li>・目的創出による利用状況の変動</li> </ul>	チョイソコ利用者データ
公共交通利用者の増減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用満足度</li> <li>・自家用車依存度</li> <li>・他の公共交通の利用頻度の増減</li> <li>・以前の主な移動手段</li> <li>・免許返納状況</li> <li>・利用をやめた人の理由</li> </ul>	チョイソコアンケート
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存交通事業者の日中の利用者数の増減</li> </ul>	可能な範囲での既存事業者利用者データ
チョイソコ利用者の外出頻度及び健康状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お出かけ頻度の変化</li> <li>・健康状況の変化</li> </ul>	チョイソコ（高齢者アンケート）
チョイソコの事業継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定的な収入</li> </ul>	可能な範囲での運賃収入・協賛金等の状況